



千葉大学ユニオンニュース 第126号 2024年6月14日

編集・発行：千葉大学ユニオン 事務局：西千葉キャンパス学際研究棟（旧薬学部）1号館119室 メール：cuu@e-mail.jp
電話・FAX：043-290-2234 HP：http://www.age.cc/~cuu/（過去のニュースもご覧になれます）
☆職場でお困りのこと、お気づきのこと、ご質問・ご意見をお寄せください。

ユニオン活動報告

1. 質問書に係わる第2回回答説明会

「千葉大学授業評価アンケートの可視化・授業の質保証の徹底について」への質問書に対する第1回回答説明会にてユニオン側から出された要望について、改めて令和5年9月14日に要望書を提出し、検討結果の報告を求める事となった。その結果令和5年10月11日に再度対面にて説明会が開催され、竹内高等教育センター長から説明が行われた。ユニオンとしては再度、授業評価アンケートの結果を教員評価に直接反映させないという点について申し入れを行い、竹内センター長も了承した。この件について今後はどのような発表がされるか、ユニオンとして注視していく事になった。

2. 専門業務型裁量労働制に関する労使協定についての説明会

令和5年12月18日に上記説明会が本部事務棟にて行われ、久住委員長はじめユニオンからも三名出席し、今回の変更点を確認した。

3. 学長選考に関する活動

- ①中山学長の逝去により、急遽学長選が行われることを受け、ユニオンでは協議の上質問書を作成し、令和5年12月11日に3人の学長候補者へ送付した。その後、各候補からの回答を取り纏め、令和5年12月22日よりユニオンHP上に掲載を開始すると同時に、ユニオンニュース第125号を学長選特集号として発行し、令和6年1月10日、各部署に配布した。
- ②令和6年1月19日に行われた学長選考学内意向聴取投票の結果、得票数第二位の候補が次期学長に選出されたことを受け、協議の上要求書を作成、理学部支部の有志及び、教育学部支部からの要望も包括し、同6年2月2日に学長選考・監察会議議長宛て本部総務課へ提出し、ユニオンHP上にも掲載した。選考理由や意向聴取の重要性への見解、卒業生在校生等への対処法等への回答を要求すると共に、対面での説明会開催を要求した。その後、

署名活動を行っている卒業生在校生の代表から要請を受け、その署名を2月2日提出の要求書の補足として同2月27日に提出した。

- ③その後、令和6年3月14日に学長選考監察会議議長から発表された、「学長となるべき者の選考理由等について」に於ける不十分な説明内容を受け、協議の末、前回提出の要求書を改訂作成、同3月28日に学長選考監察会議議長宛て提出した。同2月2日に提出し、同2月27日に補足した要求書に対する十分な回答を求めると共に、重ねて対面での説明会開催を要求した。
- ④千葉大学の学長選考結果に関して、その選考制度上の様々な問題点が学内外で指摘された。ユニオンとしては学長選考・監察会議の委員選出に関わる学内規程の改正等の提案書を纏め、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会の全構成員宛に令和6年6月10日より順次送付を行った。次ページからその提案書全文を掲載する。

4. 令和5年度千葉大学ユニオン歓送会

令和6年3月5日、生協フードコートにて、千葉大学ユニオン歓送会が賑やかに開催された。コロナ禍での中断を考慮して、開催を見送った年度に退職・異動された組合員の方々もお招きした。

5. 国際未来教育基幹所属の特別語学講師の給与増額に係わる要求書提出

令和6年5月2日に無期転換済みの国際未来教育基幹所属の特別語学講師の給与増額に関する要求書を横手国際未来教育基幹長あて労務課経由で提出した。その後、6月4日9時より事務局棟2階労務課にて説明会が開催され、様々な提案が検討されたが、継続審議となった。

学長選考・監察会議の委員選出に 関わる学内規程の改正等の提案書 (全文掲載)

【本文】

千葉大学学長選考・監察会議委員各位
千葉大学経営協議会委員各位
千葉大学教育研究評議会評議員各位

千葉大学ユニオン 委員長
久住 庄一郎

平素より大学運営にご尽力いただいていることに、敬意を表します。

さて千葉大学ユニオンは、2024年1月25日に公示された千葉大学学長選考の結果に関連し、本学の学長選考・監察会議の委員の選出に関して、以下のように問題点を指摘するとともに、具体的な改善案を提起します。関係各位におかれましては、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会において、この提案を議論していただけますよう要望します。また、この提案について、関係各位と協議する場を持つことも要望します。

【要旨】

1. 国立大学法人ガバナンス・コードは学長選考・監察会議の「中立性・公正性」を要請

国立大学法人は、国立大学法人ガバナンス・コードの改訂版で、学長選考・監察会議の「中立性・公正性」を要請されている。

2. 主要国立大学の学長（総長）選考・監察会議の委員の選出

主要国立大学では、国立大学法人ガバナンス・コードの改訂版をうけて、学長（総長）選考・監察会議について、以下の4点の改革を実施する流れ。1) 利益相反の防止、2) 学外委員の任期制限、3) 学外委員を投票で選出、4) ダイバーシティの確保。

3. 千葉大学の学長選考・監察会議の委員の選出の問題点

本学の選考会議の委員の選出は、国立大学法人ガバナンス・コードの遵守という点で、以下の4点に問題。1) 利益相反の防止体制の欠如、2) 任期制限の欠如、3) 学外委員の選出は事実上、学長の指名、4) ダイバーシティの確保体制の欠如。

4. 千葉大学の学長選考・監察会議の委員の選出に関わる学内規程改正の提案

千葉大学での上記4つの問題点の解消のために、学長選考・監察会議、経営協議会、および教育研究評議会は、学長選考・監察会議規程の改正、経営協議会規程の改正、および新たな申合せの制定、に取り組むべき。

1. 国立大学法人ガバナンス・コードは学長選考・監察会議の「中立性・公正性」を要請

2020年に、文部科学省・内閣府・国立大学協会が「国立大学法人ガバナンス・コード」を策定して以来、各国立大学が同ガバナンス・コードを遵守することは、社会的要請となっています。また、2022年改訂の同ガバナンス・コード最新版では、「原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表」の項で、学長選考・監察会議（以下、選考会議と略することがあります）に関して、「中立性・公正性を担保する」よう求めています。

2. 主要国立大学の学長（総長）選考・監察会議の委員の選出

こうしたなかで、わが国の主要国立大学では、学長（総長）選考・監察会議の委員の選出について、次のような対応を取っています。

- 1) **利益相反の防止**: 利益相反に関わる事由の存在のため公正かつ中立的な判断を行うことが困難であると認められる者は、選考会議の委員に選出しないことを、規程等で定めています（例：大阪大学、広島大学）。
- 2) **学外委員の任期制限**: 選考会議の学外委員の任期を、通算6年までと規則で制限したり（例：東京大学）、選考会議の学外委員の選出母体である経営協議会の学外委員（任期2年）の再任を、最大3回までと規程で制限しています（例：大阪大学）。
- 3) **学外委員を投票で選出**: 経営協議会の学外委員から選考会議の学外委員を選出するに際しては、経営協議会の全委員による投票によっています（例：北海道大学、大阪大学）。
- 4) **ダイバーシティの確保**: 学外委員が特定の属性の者に偏ることのないように、選出方法に工夫を凝らすことで、委員のダイバーシティを確保しています（例：北海道大学、大阪大学、広島大学）。

3. 千葉大学の学長選考・監察会議の委員の選出の問題点

上記2で記した他大学の選考会議の委員の選出と比較すると、千葉大学での選考会議の委員の選出には、次のような問題があります。

- 1) **利益相反の防止体制の欠如**: 利益相反に関わる事由の存在のため公正かつ中立的な判断を行うことが困難との疑いをもたれる者を、選考会議の委員に選出しない仕組みが、存在していません。この結果、宮坂信之氏は、2016年度から選考会議の学外委員を務めつつ、医学部附属病院監査委員会委員長も務め、先般の学長選考では議長として附属病院長を学長に選出するなど、本学の学長選考の中立性・公正性には重大な疑念が生じています。

2) **任期制限の欠如**: 学外委員の任用が、きわめて長期化しています。たとえば黒木登志夫委員は、2008 年度から学外委員を務めており、2023 年度で 16 年目でした。島田精一委員は 2012 年度からなので 12 年目、河田悌一・銭谷眞美の両委員も 2014 年度からなので 10 年目でした。こうした任用の長期化は、選考の中立性・公正性に疑問を投げかけています。

3) **学外委員の選出は事実上、学長の指名**: 経営協議会の学外委員から選考会議の学外委員を選出するに際しては、原案を承認しているのみです。経営協議会の議長は学長なので、これは学長の指名案を承認しているものと考えられます。こうした選出方法は、以下に述べるように学外委員の構成を偏ったものとしており、また選考会議に公正性が欠けていると見なされる一因となっています。

4) **ダイバーシティの確保体制の欠如**: 2004 年の法人化で選考会議が設置されて以来、女性の学外委員は 1 人もいません。また 2008 年に医学者の黒木登志夫氏が初めて選出されたあと、2016 年には 2 人目の医学者として宮坂信之氏が選出されており、以後は学外委員 7 名中 2 名をこの両氏が占めています。他の総合大学ではほぼ見られない偏りです。

このように、千葉大学の選考会議の委員の選出は、国立大学法人ガバナンス・コードの遵守という点で問題があるのみならず、他の主要国立大学から相当な遅れを取っています。

4. 千葉大学の学長選考・監察会議の委員の選出に関わる学内規程改正の提案

千葉大学ユニオンは、本学の選考会議の委員の選出に関して、以下のように学内規程等を改正することを提案します。

1) **利益相反の防止**: 千葉大学学長選考・監察会議規程に、「利益相反に関わる事由の存在のため公正かつ中立的な判断を行うことが困難であると認められる者は、選出しないこと」という条文を盛り込む(参考:大阪大学総長選考・監察会議規程)。そのうえで、このような者は選出にも関与させないことや、利益相反がないことの宣誓書をすべての委員が提出することなどを、教育研究評議会や経営協議会において申合せ。

2) **学外委員の任期制限**: 千葉大学学長選考・監察会議規程に、選考会議の学外委員の任期を最大

で 6 年に制限することを記した条文を盛り込む。または、千葉大学経営協議会規程に、経営協議会の学外委員の任期を最大で 8 年に制限することを記した条文を盛り込む。

3) **学外委員を投票で選出**: 経営協議会の学外委員から選考会議の学外委員を選出するにあたっては、投票で選出することを経営協議会の申合せなどで定める。

4) **ダイバーシティの確保**: 学外委員について、その属性に偏りが生じないよう、千葉大学学長選考・監察会議規程に「学外の多様な意見を会議運営に反映する観点から、業種、専門分野その他の要素に係るバランスに配慮して選出を行うこと」という条文を盛り込む(参考:大阪大学総長選考・監察会議規程)。または同趣旨のことを経営協議会の申合せ等で定める。

以上のように、千葉大学ユニオンは、国立大学法人ガバナンス・コードをふまえ、また本学の理念「つねに、より高きものをめざして」を実現させるために、千葉大学学長選考・監察会議規程および千葉大学経営協議会規程の改正、ならびに新たな申合せの制定等を提案します。

関係各位におかれましては、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会において、この提案を議論していただけますよう要望します。また、この提案について、関係各位と協議する場を持つことも要望します(日程等の詳細は、今後相談させていただきます)。ご多用中恐縮ですが、ご対応いただけますようお願いいたします。

千葉大学ユニオン
〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33
千葉大学 学際研究棟 119 号
TEL&FAX:043-290-2234
Mail: cuu@e-mail.jp

ユニオンに加入しませんか

加入を希望される方は、メールや電話でお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
ホームページはこちらから→



加入申込書

千葉大学ユニオン委員長 様

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入いたします。 年 月 日

お名前: 住所:

E-Mail:

問い合わせ先 電話・ファックス:043-290-2234 メール: cuu@e-mail.jp